

令和3年度 第3回
全国健康保険協会岐阜支部評議会

インセンティブ制度の 令和2年度実績について

論点

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。
- ② 令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブの保険料率は、政令により0.01%に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。
 - ・平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004%
 - ・令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007%
 - ・令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%

対応案

- 第108回運営委員会（令和2年12月18日開催）の議論において、令和2年度の実績値を補正して評価することは困難であるとの認識で一致。新型コロナウイルス感染症の影響や緊急事態宣言の発出に伴う業務の縮小又は中止による影響は、年度全体の実施状況を見ても地域によってバラつきが大きく、補正は困難と考えられる。
- また、健康保険組合、共済組合の後期高齢者支援金加算・減算制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度の対応方針について、補正を行わずに、加算率を据え置くこととしている。
- これらを踏まえ、**①令和2年度の実績値については、補正を行わずに、②令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、0.007%に据え置くこととしてはどうか。**
- なお、インセンティブ保険料率を据え置く場合は、健康保険法の政省令の改正が必要となるため、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に諮る必要がある。

結論

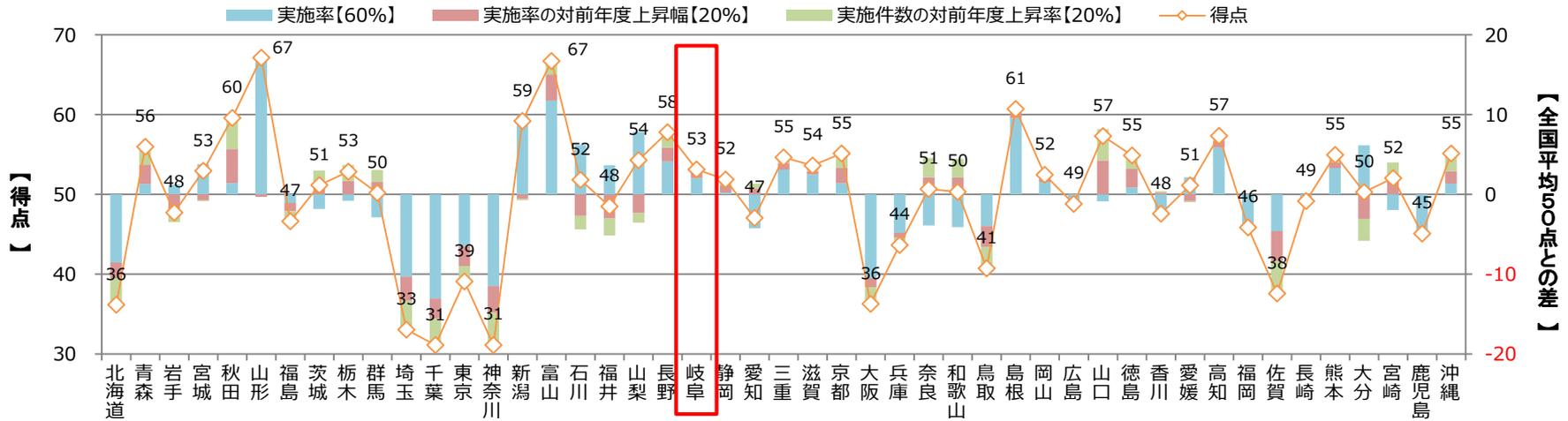
- 令和2年度の実績値については、**補正を行わず**に、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、**0.007%に据え置く**こととする。
- 令和2年度の実績は4ページ以降のとおり。
- なお、インセンティブ保険料率を据え置くためには、健康保険法の政省令の改正が必要となるため、令和3年11月9日に開催された厚生労働省の「第43回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に、これまでの議論の状況を報告した。

インセンティブ制度に係る令和2年度実績 【令和2年4月～令和3年3月分 確定値】

令和2年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

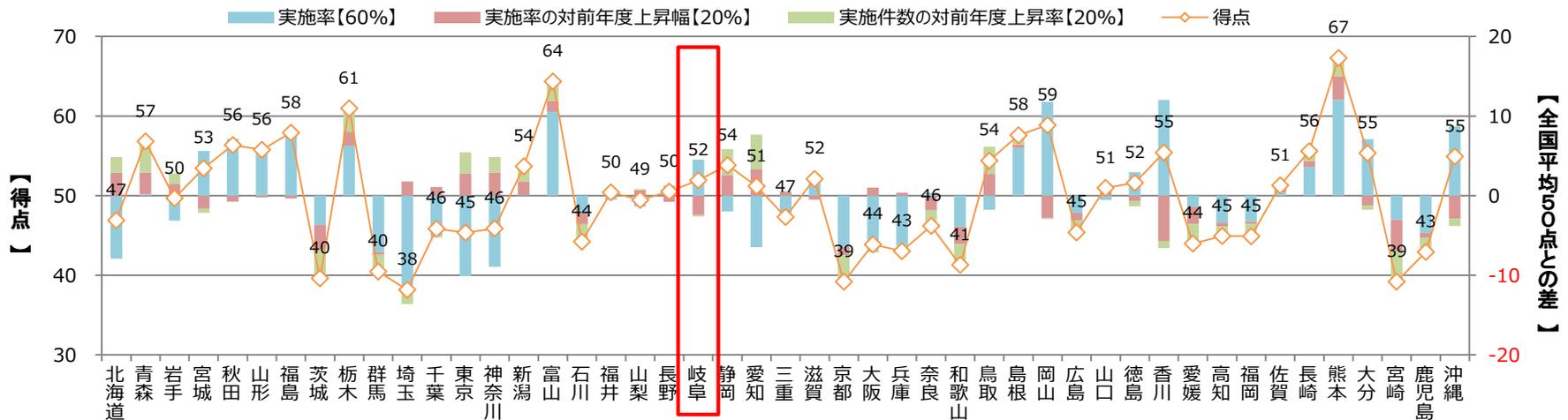
指標 1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

17位
↑ (昨年度36位)



指標 2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

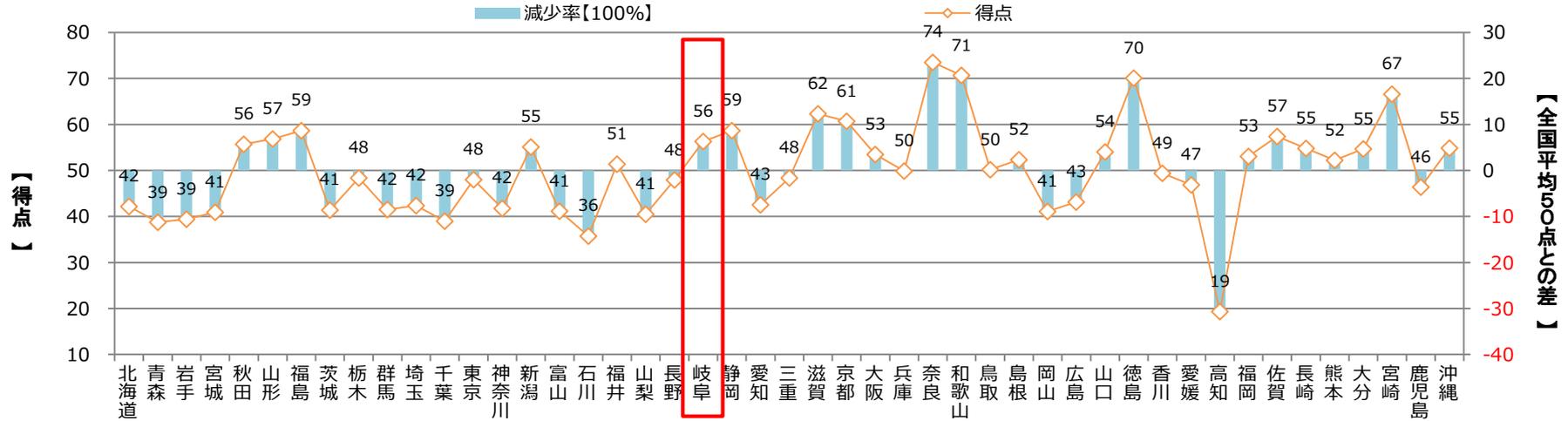
19位
↓ (昨年度2位)



指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

11位

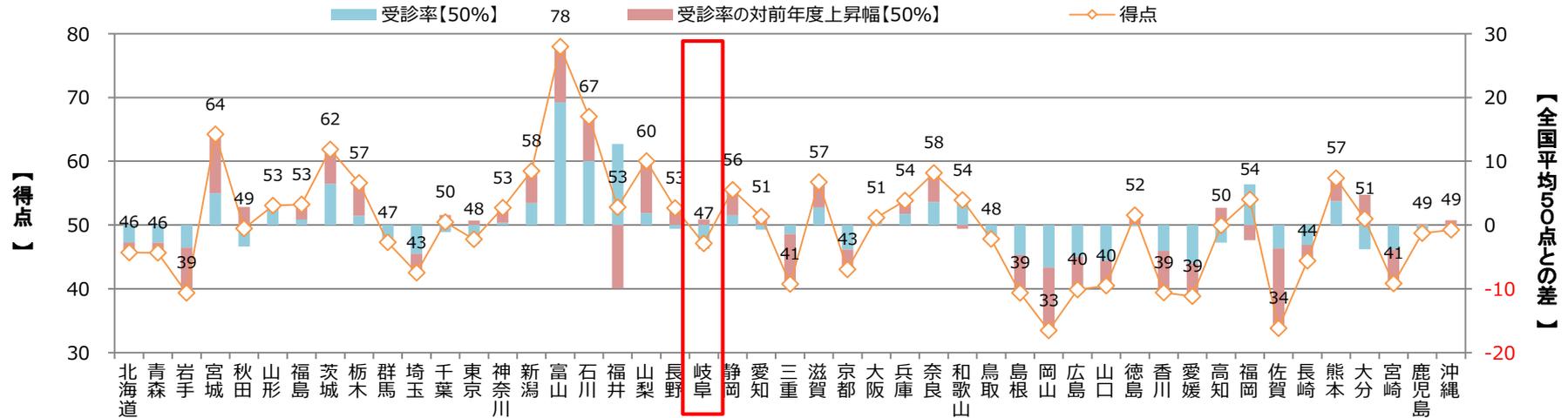
↑ (昨年度14位)



指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

32位

↑ (昨年度43位)

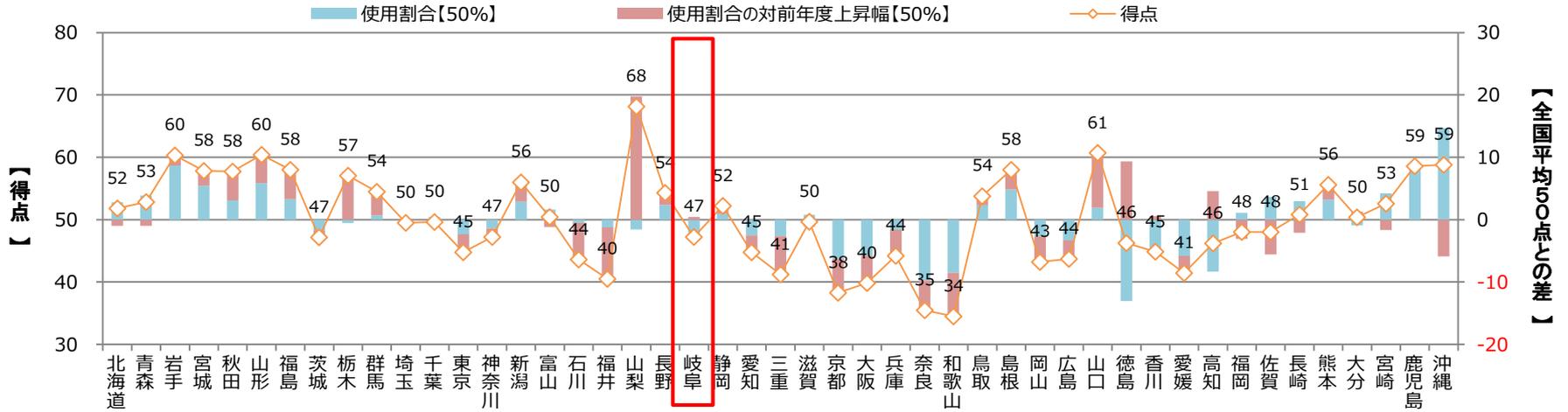


令和2年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

30位

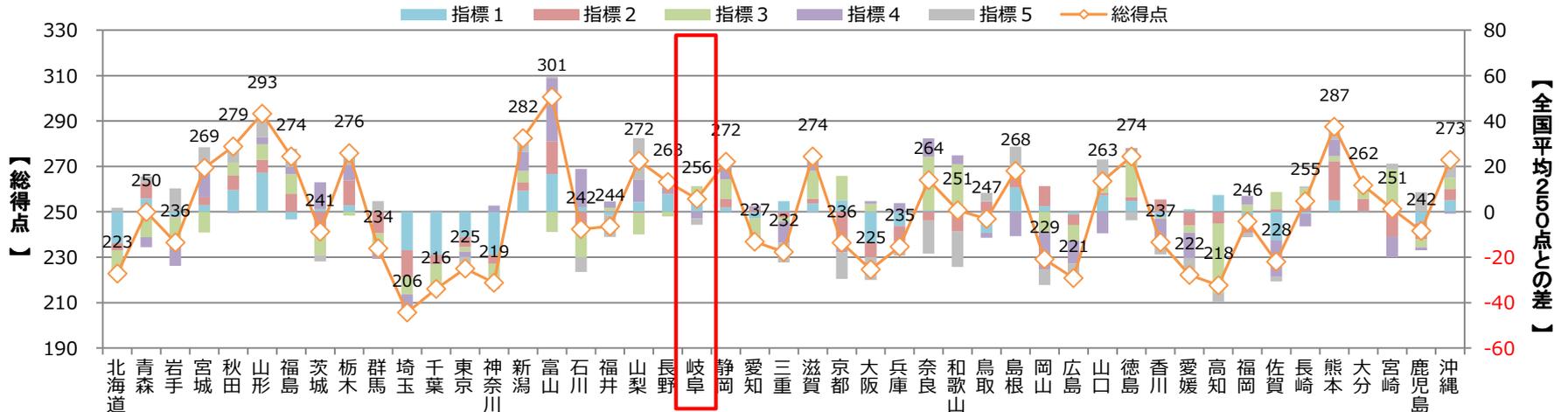
↑ (昨年度40位)



5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

総合順位 19位

↑ (昨年度26位)

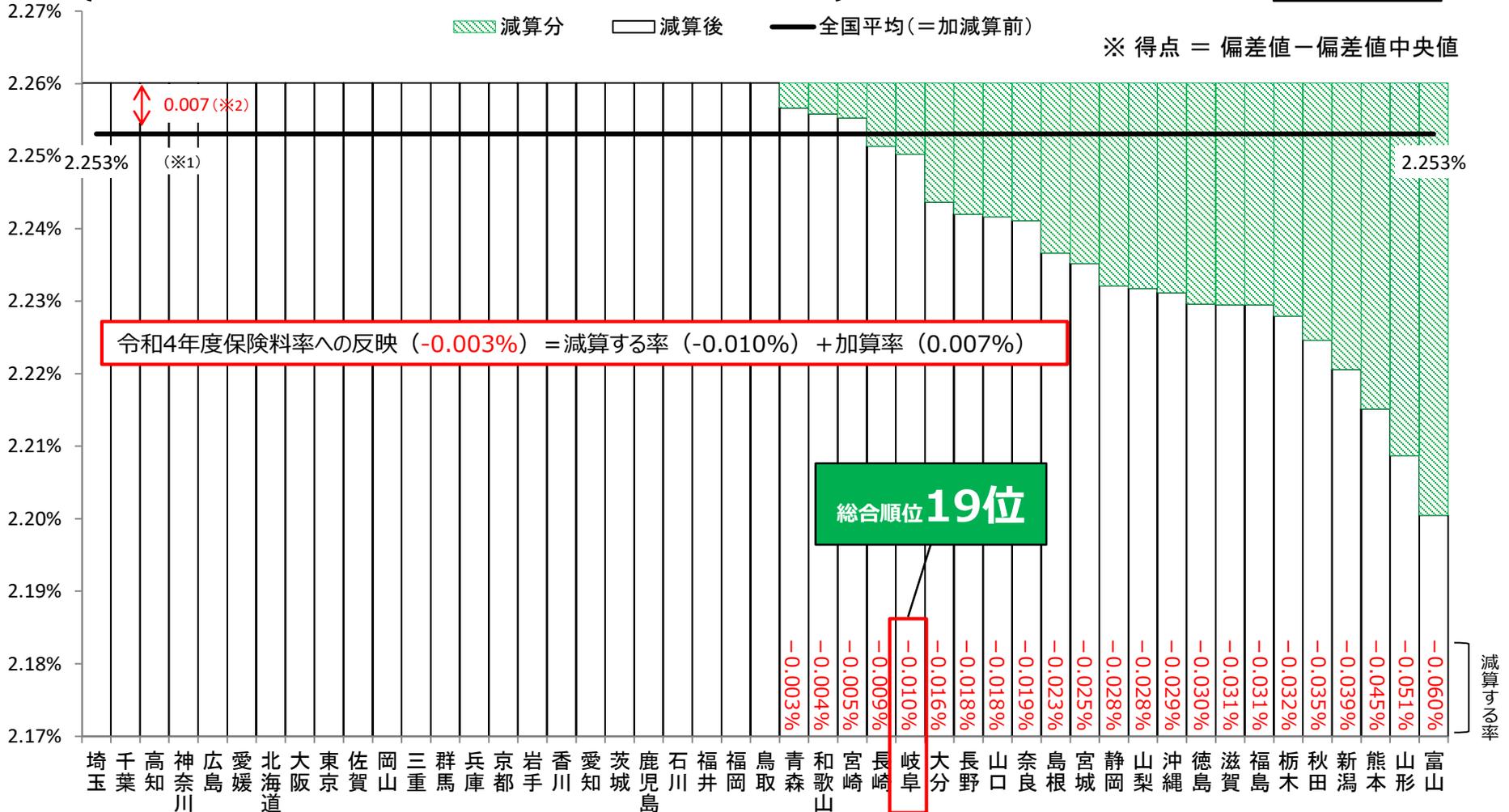


令和2年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和2年度実績評価 ⇒ 令和4年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和4年度保険料率の算出に必要な令和4年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和4年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.007%



※1 令和4年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和4年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和2年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.253%）で仮置きしている。

※2 令和4年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和2年度の総報酬額に0.007%を乗じた額を令和4年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.007%で仮置きしている（詳細は、「第91回運営委員会（平成30年3月20日開催）資料3」に掲載）。